○総務省告示第二百四十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

令和八年六月三十日

総務大臣　林　芳正

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　千葉県長生郡一宮町大字一宮字爪切6528　(109.50) (2)　千葉県長生郡睦沢町上市場字フキラ北1844－1　(46.90)	北緯35度21分07秒東経140度21分53秒の地点と北緯35度21分24秒東経140度21分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度21分26秒東経140度21分19秒の地点と北緯35度21分42秒東経140度20分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度21分44秒東経140度20分48秒の地点と北緯35度21分47秒東経140度20分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度21分50秒東経140度20分38秒の地点と北緯35度22分12秒東経140度20分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　大阪府大阪市住之江区浜口西３－９－５　(55.00) (2)　大阪府泉南郡熊取町成合北１－１　(164.00)	北緯34度36分25秒東経135度29分03秒の地点と北緯34度23分01秒東経135度21分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度22分56秒東経135度21分47秒の地点と北緯34度22分44秒東経135度21分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　大阪府東大阪市上石切町２－1451－23　(613.90) (2)　奈良県生駒市北田原町2446　(239.10)	北緯34度41分22秒東経135度40分24秒の地点と北緯34度44分03秒東経135度42分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　岩手県盛岡市盛岡駅西通１－27－55　(154.20) (2)　岩手県花巻市東和町石鳩岡３区１　(495.90)	北緯39度41分22秒東経141度08分08秒の地点と北緯39度25分58秒東経141度16分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　岩手県花巻市材木町12－６　(118.90) (2)　岩手県花巻市東和町石鳩岡３区１　(495.90)	北緯39度23分16秒東経141度06分53秒の地点と北緯39度25分50秒東経141度16分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　福井県福井市大手３－17－１　(58.50) (2)　福井県大野市宝慶寺92字部子山１－２　(1425.50)	北緯36度03分55秒東経136度13分18秒の地点と北緯36度02分36秒東経136度14分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　福井県大野市友江11－14　(189.00) (2)　福井県大野市宝慶寺92字部子山１－２　(1425.50)	北緯35度59分45秒東経136度29分54秒の地点と北緯35度58分18秒東経136度29分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　山口県山陽小野田市新沖２－１－１　(86.00) (2)　山口県下関市豊田町大字江良字華山135－46　(650.00)	北緯33度58分10秒東経131度09分52秒の地点と北緯33度58分14秒東経131度09分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度58分24秒東経131度09分43秒の地点と北緯33度58分30秒東経131度09分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度59分34秒東経131度08分59秒の地点と北緯33度59分49秒東経131度08分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度00分11秒東経131度08分35秒の地点と北緯34度10分54秒東経131度01分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第二百四十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和五十七年郵政省告示第五百二十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日

総務大臣　林　芳正

一　昭和五十七年郵政省告示第五百二十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］ 二　公衆通信障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	［一　同上］ 二　［同上］

			当該伝搬障害防止区域の範囲		
			電波伝搬路面の地上投影の中心線		

			当該伝搬障害防止区域の範囲		
			電波伝搬路面の地上投影の中心線		